

儒教夫婦倫理の現代的地平

巖 錫仁（倫理研究所専門研究員）

一、 和辻の夫婦倫理と近代家族

次の一文は、日本近代倫理学の体系化に大きな足跡を残した和辻哲郎（1889～1960）の『倫理学』第三章二節「家族」のなかの「二人共同体 性愛と夫婦」という部分に見える言葉である。

夫婦はその私的存在の形成を通じて共同性を実現するという人倫的任務を課せられている。「夫婦相和」として言い現わされることはまさにこの共同性の実現にほかならぬ。夫婦が和合するのは何かのためではない。和合そのものが夫婦としての人倫の道であり、従ってそれ自身に意義を有するのである。（原文にあった傍点は省略）

「夫婦相和」という儒教の教説に依拠しながら、「自他の間には何ごとも隠されることなく、自ら意識し得る限りにおいては、存在のすみずみにまで相互に他の参与を受け得る」関係として夫婦倫理を定義する、この和辻『倫理学』の第三章は昭和17年、今からおよそ70年前に世に出たものである。

ここで和辻が夫婦倫理のキーワードとして提出した「和合」は、儒教の夫婦論において先の「夫婦相和」と一体をなす、もう一つの掟である「夫婦別有り」を媒介にして「夫婦の間の補足的関係」を想定して説いたものである。和辻によれば、「夫婦別有り」としての「補足的関係」とは、夫婦の生活の「分業」であり、夫の道と婦の道の「差別」に他ならない。そして、和辻はその具体的な有りようについて、「夫の道」は「外に向かって労働し、あるいは生活資料の獲得によって、……夫婦の形成する私的存在をささえ、衛り、育てる」こと、「婦の道」は「内にあつて夫を助け、慰め、和らげ、その優しさや柔らかさをもってかえって夫の生活力や闘争力を高める」ことだと述べる。いわゆる「夫（男）は外、婦（女）は内」という、「内外法」の性別役割論に基づいて夫婦の「和合」を説くものであった。